

三鷹市東八道路沿道環境誘導地区内における建築制限の緩和等に関する条例施行規則

令和8年7月2日

規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市東八道路沿道環境誘導地区内における建築制限の緩和等に関する条例（令和8年三鷹市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(外壁等の後退の距離)

第2条 条例第5条第2項第3号アに規定する規則で定める距離は、その地域の都市計画において定められた建築物の建蔽率（以下「指定建蔽率」という。）に、建築物の敷地面積を乗じて算出した建築面積と同じ面積の正方形の建築物（以下「仮想建築物」という。）を、建築物の敷地面積と同じ面積の正方形の敷地（以下「仮想敷地」という。）の中心に置いた場合の仮想敷地の隣地境界線から仮想建築物までの距離の2分の1に相当する距離とする。

2 前項の場合において、同一敷地内に指定建蔽率の異なる地域が2以上あるときは、それぞれの指定建蔽率及び地域に係る敷地面積に応じて前項の規定により算出した建築面積の和を仮想建築物の建築面積とする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、東八道路沿道環境誘導地区に係る都市計画決定の告示の日から施行する。